平成29年度 第5回全体庁議(8月10日開催)

区分

審議

• (報告)

案件名 (担当部)

(1) 国民健康保険の都道府県単位化について[市民環境部]

■ 提案・報告の趣旨

平成27年5月の法改正に伴い、平成30年度から国民健康保険の運営が都道府県単位となる。

平成28年9月、平成29年1月、5月の厚生委員会に検討状況等を報告しているが、その後の動きとして、平成29年7月に国のガイドラインの改定があったほか、新たな財政支援措置の概要が公表されたことから、それに伴う検討・見直しの状況を報告するとともに、それらの見直し状況を踏まえた納付金・標準保険料率の第3回仮算定結果について、8月23日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 1 国のガイドライン改定に伴う、納付金・標準保険料率算定方法の検討・見直し状況
- 国のガイドライン改定を受け、対応の方向性が検討・見直しされた項目は次のとおり。
- 今後、市町村連携会議などで道と市町村の意見交換を行い、取扱が決定される見込みである。
- (1)激変緩和措置の下限割合の設定
- ・想定以上に負担増となっている市町村があることから、国のガイドラインでは負担が減少する市町村の減少割合に 下限割合を設定し、負担増となる市町村の激変緩和の財源を確保する手法が示された。
- ・北海道においては、上限割合を2%とする激変緩和に必要な財源を確保できていることから、下限割合の設定は行わない 方向性としている。
- (2)前期高齢者交付金等の精算方法
- ・ガイドラインでは、H28,29拠出分の精算をH30,31で行うことを求めているが、北海道においては、制度移行時の保険料負担の激変を回避するため、H30,31での精算は行わず、H32~36の5年間で精算を行うこととした。
- (3)一般会計繰入金のうち財政安定化支援事業の取扱い
- ・交付税措置額ベースではなく、事業費ベースで繰入したものとして標準保険料率を算定することとなった。
- このことにより、標準保険料率はより低く算定されることとなった。
- 2 平成30年度からの新たな財政支援措置の概要
- ・財政調整機能の強化に800億円、保険者努力支援制度に800億円が配分されるが、都道府県に対し交付されるメニューが多いことや、都道府県単位での医療費適正化のアウトカム(実績評価)の比重を高めていくこととされているため、北海道の取組の強化が一層求められる状況となっている。
- 3 納付金・標準保険料率仮算定結果
- 第2回仮算定では10%程度保険料負担が減少するとされていた。
- ・第3回仮算定結果は現時点での暫定値で、減少幅が拡大している。
- ・一方、所得割率が減となるものの、均等割額が上昇し、標準保険料率のままでは低所得者の負担が増加することに つながるため、帯広市における賦課割合など保険料のあり方については、今後検討が必要になる。

■今後のスケジュール

<北海道の動き>

平成29年8月 第3回仮算定結果公表

平成29年11月 平成30年度の納付金・標準保険料率本算定(仮係数)提示

北海道国民健康保険条例提案 事務の標準化に係る標準例提示

平成30年1月 平成30年度の納付金・標準保険料率本算定(本係数)提示

平成30年2月 北海道国保会計予算、関連条例提案

<帯広市の動き>

平成29年内

平成29年8月23日 厚生委員会へ報告

平成28年8月から 第3回仮算定結果に基づく保険料・繰入金のあり方の検討

事務の標準化に係る標準例に基づく、市における事務処理・基準等の検討

平成30年3月 市国保会計予算、市国民健康保険条例改正提案

平成30年4月 新制度施行

※この間、適宜、所管委員会等で報告を行う

■ 審議結果

■ その他、指摘事項等

参考 北海道国保医療課ホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/